

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和8年第3回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和8年2月8日（日）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時58分～午前10時09分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 岩本孝彦委員長
須藤敏典委員
佐藤弘子委員
小山賢一委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第23号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を
求めることについて
○議案第24号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専
決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第25号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承
認を求めることについて
○議案第26号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、
承認を求めることについて
○議案第27号 選挙人名簿から抹消すべき者について
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開

11 傍聽人數 0人

委員長

開会

(議案第23号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 地方自治法の施行令第137条第1項では、選挙管理委員会を招集するいとまがないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができるかと規定されております。

このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各投票所における投票立会人の選任について、委員会を招集するいとまがないと認められることから、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

資料の2ページをご覧いただきたいと思います。こちらが専決処分書となります。3行目になりますが、専決処分の日のことで、令和8年1月28日に専決処分をしております。専決処分した専決書におきまして選任した投票立会人の一覧につきましては、資料の4ページから6ページとなります。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第24号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案は、先に選挙管理委員会で議決をいただきました期日前投票所の投票立会人について、その後、変更があったのでその変更の専決処分に関し承認を求めるものでございます。8ページをご覧いただきたいと思います。専決処分書となりますが、専決処分の日は1月30日となります。変更して選任する投票立会人ですが、10ページの別紙一覧のとおりでございます。令和8年2月3日の

市役所千厩支所それから2月7日の川崎農村環境改善センター、
2月2日の千厩ショッピングモールエスパ、これらの投票立会
人について変更したものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第25号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求め
ることについて)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、先に議決をいただきました投票立会人の選任の変更の専
決処分に関し承認を求めるものでございます。12ページをご覧いた
だきたいと思います。専決処分の日は令和8年2月3日ございま
す。変更して選任する投票立会人については14ページをご覧いた
だきたいと思います。花泉第3投票区それから大東第4投票区、この
2つの投票区について、投票立会人を記載のとおり変更したもので
ございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第26号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求め
ることについて)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、議案第25号と同様に投票立会人の変更の専決処分に関し

承認を求めるものでございます。16ページをご覧いただきたいと思います。専決処分の日は2月5日ということで、内容としては議案第25号と同様ですけれども、それぞれ専決処分をしないといけない日が異なっておりますので、議案としては別な議案、専決処分として行っております。変更して選任する投票立会人については18ページでございます。千厩第6投票区について記載のとおり投票立会人を変更したものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第27号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第28条の規定により、令和8年2月8日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものでございます。内訳につきましては次のページに記載してございます。2月8日までに死亡した者が男39人、女43人の合計82人、転出後4か月を経過した者が男29人、女27人の合計56人、合わせて男68人、女70人の合計138人を抹消し、令和8年2月8日現在の名簿登録者数は、男43,806人、女46,406人の合計90,212人となるものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会